

米国における財務報告制度

野 尻 和 仁

目 次

はじめに

- I 財務報告制度の現状
- II 連結財務諸表制度の内容
- III 国際会計基準への対応

結び

I はじめに

米国における財務報告制度を法的に規制するものは、1933年証券法 (Securities Act of 1933) と1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) であり、これらは会計ディスクロージャー規制の法的権限を SEC に与えている。しかし、SEC 自らは財務書類の様式、内容等に関する規定を設けるだけで、具体的な会計基準の制定に関しては、SEC による監視を条件に FASB を中心とした民間の規制団体に委譲している。かくして、米国における財務報告制度は、パブリック・セクターとしての証券取引委員会 (The Securities and Exchange Commission: SEC) と、プライベート・セクターとしての財務会計基準審議会 (The Financial Accounting Standards Board: FASB) を中心に維持されている。

とくに、会計基準の制定はFASBが会計実務上の慣行を取り入れるような形で機動的に行い、それを SEC が「一般に認められた会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles: GAAP) として追認・支援するような機構となつており、概ね会計制度としては一本化されている。

SEC は、1973年に会計連続通牒 (Accounting Series Release: ASR) 第150号

を公表して、FASB の会計基準に準拠して作成された財務報告書を、「実質的な権威ある支持 (Substantial Authoritative Support)」を得ているものと看破す旨を表明し、FASB の会計基準に間接的にではあるが法的強制力を付与し今日に至っている。

そして、FASB 基準は会社法や税法における会計規定としても機能してきた。すなわち、各州会社法は自ら会計に関する詳細な規定といったものではなく、株主への配当金の計算などは GAAP に全面的に依存し、税法も GAAP に従った会計処理によって課税所得を計算するという一般規定を設けている。

一方、FASB は「財務報告」と「財務諸表」とを区別し、財務諸表は財務報告のいわば「核」となる部分であり、会計ディスクロージャーの中心を構成するものとしている。

そして、財務報告は基本財務諸表以外の手段による有用な情報の提供をも含むものであり、FASB の財務会計概念書 (Statement of Financial Accounting Concepts: SFAC) 第 5 号は財務報告の範囲に関しても規定を設けている。すなわち、貸借対照表、損益計算書、資本勘定変動表、キャッシュ・フロー計算書、脚注及び財務諸表への挿入による開示（例：重要な会計方針、後発事象）を基本財務諸表とし、それに補足財務情報（例：セグメント別財務情報、主要財務データ、インフレーション会計情報）とその他の財務報告手段（例：第四半期情報、経営者の討議と分析）を含めたものを財務報告としている。

一方、SEC は財務諸表の開示に関しては Regulation S-X で体系的かつ詳細に規定し、財務諸表項目以外のいわゆる補足的会計情報の内容については Regulation S-K に規定するほか、財務報告に関する解釈通牒として財務報告通牒 (Financial Reporting Release) を公表し、「一般に認められた会計原則」以外の財務情報に関しても積極的な開示を求めている。

SEC は従来、投資家保護のための開示規制という立場を探っていたが、現在は従来の政策を大きく変更させて「情報利用者に有用かつ充分な情報の提供」という立場を探っている。そして、業績の予測、分析、意見等の主観的評価といったソフト情報の開示をも重視するようになった。

本稿では、SEC 会計、FASB 会計が米国財務報告制度の体系の中でどのような意味をもつか、また、SEC 会計と FASB 会計との関係はどうなっているかという点に焦点をあてつつ、米国の財務報告制度の現状と今後の方向性について記述論的方法によって考察してみる。

I 財務報告制度の現状

米国の財務報告制度は証券の発行市場を規制する「1933年証券法」と証券の流通市場を規制する「1934年証券取引所法」の制定と、それら証券二法の執行と運用の権限を与えられた SEC の活動、さらには FASB などの民間の会計原則（基準）設定機関の活動によって発展してきた点にその基本的特徴がある。そして、その基本的目標は投資者等の情報利用者の保護にあり、SEC は企業が信頼に足る十分な意志決定情報を提供するように指導・監督を行ってきた。また、FASB も企業が経済的、社会的環境の変化に即応しうるような情報開示を行いうるように、会計基準の設定等を通して財務報告制度の発展に貢献してきた。

米国の株式公開会社は SEC 提出用の年次報告書と、株主向けの年次報告書の二種類の報告書を作成しなければならないが、前者は会社や証券取引所にも備え置き、誰でも閲覧できる状態にしなければならないし（情報の間接開示）、後者は株主へ直接送付しなければならない（情報の直接開示）。

情報の間接開示手段としては、上記の他に SEC へ提出する上場申請書、四半期有価証券報告書、臨時報告書があり、また、直接開示手段としては、委任状説明書、株主宛四半期報告書がある。以下においては、これらのうち SEC 提出用の年次報告書、四半期報告書、臨時報告書、株主向け年次報告書等を中心に考察する。

1. SEC 提出用年次報告書

米国の証券取引所に上場または店頭売買の株券発行の企業は年次報告書(Annual Report)（様式 10-K）を各事業年度末から90日以内に SEC に提出し、企業の財務等の情報を開示しなければならない。

Form 10-Kによる開示情報項目は次のようになっている。

第Ⅰ部

1. 事業概要の説明
2. 保有財産の説明
3. 係争中の訴訟など
4. 大株主及び経営者による有価証券の保有状況

第Ⅱ部

5. 当該企業の株主市場データ
6. 5年間の主要財務データ
7. 財政状態と経営成績に関する経営者の説明と分析
8. 3年間の監査済み財務諸表（レギュレーション S-X）と補足データ
9. 会計及び財務情報開示の変更とそれに関する会計監査人との意見の不一致

第Ⅲ部

10. 発行会社の取締役及び業務担当役員
11. 経営者の報酬と会社との取引
12. 一定の受益株主及び経営者の保有株式数
13. 関連当事者との取引

第Ⅳ部

14. 添付書類、財務諸表附属明細書（レギュレーション S-X）、様式8-Kによる報告書

上記の年次報告書の会計処理に関しては、FASB 基準書等の「一般に認められた会計原則（GAAP）」に基づき、財務諸表の様式と内容、要件についてはレギュレーション S-X の規定に基づかなければならない。

また、貸借対照表は直近 2 事業年度分、損益計算書と財政状態変動表及び株主持分計算書は直近 3 事業年度分の開示が要求され、株主持分計算書は注記の中に記載してもよいものとされている。

財務諸表に含まれない情報に関してはレギュレーション S-K の規定に基づかなければならぬが、その構成は次のようになっている。

1—総論 (レギュレーション S-K の適用事項、業績予測等)

100—事業 (事業概要と保有資産の説明等—101～103)

200—登録会社の有価証券 (登録会社発行の普通株の市場価額・配当金等—201～202)

300—財務情報 (主要財務データ、補足的財務情報等—301～304)

400—経営者と大株主 (発行会社の取締役及び業務担当役員、経営者の報酬と会社との取引等—401～403)

500—登録届出書と目論見書の条項 (募集又は売出価格の決定、売出有価証券の保有者、募集計画等—501～502)

600—添付書類 (601)

700—雑則 (近年における未登録有価証券の売出し—701)

800—業種別指針 (801～802)

なお、年次報告書は上記以外にも財務報告通牒 (Financial Reporting Releases: FRRs) (これは、会計基準や実務上の問題についての SEC の立場を表明したもの) や SEC スタッフによる適用指針 (Staff Accounting Bulletin: SAB) (これは登録会社がレギュレーションや FRRs を適用するにあたって参考となるものである) によっても影響を受ける。

2. 四半期報告書

米国では、企業の財務内容をタイムリーに一般投資家に提供し、情報利用者の公平化をはかるために四半期財務情報の開示が制度化されている。四半期財務情報は株主宛四半期報告書と SEC 宛四半期報告書ならびに株主宛年次報告

書上に開示の四半期別主要財務データ (selected quarterly financial data) とからなる。

株主宛四半期報告書は、四半期毎の経営成績（前年同期との比較で表示）の報告と四半期毎の株式配当の計算確定等を目的とし、連結損益計算書、連結貸借対照表、連結キャッシュ・フロー計算書といった財務諸表を添付する。

SEC 宛年次報告書は1934年証券取引所法第13条及び第15条d項によって提出が義務づけられているものである。すなわち、上場会社は各四半期末から45日以内に Form 10-Q による報告書を SEC に提出しなければならない（提出義務違反に対しては罰金、SEC による強制執行、証券取引停止等の罰則規定がある）。ただし、第4・四半期の報告書は提出不要となっている。

四半期報告書は当然に「一般に認められた会計原則 (GAAP)」に従って作成しなければならないが、その記載内容は次の表のようになっている。

第Ⅰ部 財務情報 (financial information)

- ① 中間財務諸表 (Interim Financial Statements) (連結ベース)
レギュレーション S-X の Rule 10-01に規定
- ② 財政状態及び経営成績に関する経営者の討議と分析 (management's discussion and analysis of condition and results of operations)

第Ⅱ部 その他の情報 (other information)

- ① 訴訟事件
- ② 有価証券に関する権利の主要な変更
- ③ 優先有価証券に関する債務不履行
- ④ 株主の議決に付された事項
- ⑤ 重要性のあるその他の情報
- ⑥ 添付書類及び Form 8-K による報告書 (臨時報告書)

(第Ⅰ部で開示したものは、第Ⅱ部で再度開示する必要はない)

なお、統合化の見地から SEC は、Form 10-Q への株主宛四半期報告書の参考による取り込みを奨励している。

四半期別主要データは、直近 2 事業年度内の各四半期の純売上高、総利益、

1株当たりデータ、純損益等の主要データであり、これらは決算財務諸表の補足的財務情報としてレギュレーション S-K 302項に基づいて開示される。

四半期財務諸表は公認会計士による監査は受けなくてもよいが、監査基準書(SAS)に従ってレビュー(Review)(質問、分析的審査、GAAPへの準拠性の査閲等)を受けることが望ましいとされている。また、レビューを受けた場合に、その旨を四半期報告書に開示するか否かは企業の任意とされている。これに対して、四半期別主要財務データはレビューが強制されている。

3. 臨時報告書

事業年度末以降に重要な事実が発生し、それをすみやかに報告する必要のある場合は、Form 8-K に従って臨時報告書を作成し SEC 宛に提出しなければならない。

臨時報告書の記載事項

- ① 登録会社に対する支配関係の変更
- ② 固定資産の取得・処分
- ③ 破産法・更生法の適用
- ④ 会計監査人の変更
- ⑤ その他の重要事項
- ⑥ 取締役の辞任等

上記のうち、①②③は当該事実発生日後15日以内に、また、④⑤⑥は5日以内に提出しなければならない。

4. エドガーシステム (Electronic Data Gathering, Analysis and Retrieval System: EDGAR)

エドガーシステムは、SEC 登録会社による SEC への提出書類を原則としてコンピューター利用による電子媒体の形で行わせる、いわばペーパーレスの企業情報登録システムである。このシステム採用により、SEC のメイン・コンピューターと企業側コンピューターおよび投資家側コンピューターは電話回線

によって直結され、もって SEC では全ての届出書類をコンピューターによつて処理することとなった。

そして、SEC では資料整理の効率化と本来の審査の効率化をはかることが可能となり、また、投資家は年次報告書、四半期報告書等のタイムリーな企業情報を直接かつ迅速に入手できるようになった。このシステムにより、企業及びSECの事務コストの低減化、投資者間の企業情報入手上の公平化等の効果が期待される。

5. 株主宛アニュアル・リポート

(1) 株主宛アニュアル・リポートの内容

米国の株主宛アニュアル・リポートは、企業の社会的責任達成という見地から、業務全般にわたる広範な情報を提供し、また、企業の利害関係者とのコミュニケーションの手段として用いられている。株主宛アニュアル・リポートの記載事項に関しては1934年証券取引所法による規制（SEC の諸規則・指針）や、APB 意見書・FASB 基準書を中心とした GAAP による実質的規制（特に財務報告の場合）を受けているが、各企業の自主性も尊重されているために独創的で充実したものが多いため。特に、証券取引所法は記載事項をかなり詳細に規制しているが、記載方法に関しては各企業の任意としているために、記載内容は多様性に富み拡充傾向にある。

つぎに1934年証券取引所法 § 204、14 a - 3、14 c - 3 による株主宛アニュアル・リポートの記載事項を掲げる。

- ①レギュレーション S-X に準拠して作成された直近 2 事業年度の貸借対照表、直近 3 事業年度の損益計算書、キャッシュ・フロー計算書。いずれも連結ベースの財務諸表であり、監査済みであることを要する。
- ②財務諸表とその注記は、一定以上の大きさ（原則10ポイント）と明瞭さの「活字体」とすること。
- ③レギュレーション S-K の項目302の規定に基づく直近 2 事業年度の四半期別主要財務データ等の「補足的財務情報」。

- ④レギュレーション S-K の項目301の規定に基づく直近 5 事業年度の「主要財務データ」(純売上高、継続的活動による損益と同 1 株あたり利益、総資産、長期債務等)。
- ⑤レギュレーション S-K の項目303の規定に基づく「財政状態と経営成績に関する経営者の討議と分析」。
- ⑥事業の性質と範囲に関する簡単な説明。
- ⑦レギュレーション S-K の項目101の規定に基づく企業の産業セグメント別、製品・用役の種類別、国内・国外別の営業活動および輸出売上高に関する情報。
- ⑧当該企業の取締役・業務執行役員の所属する組織の名称、事業等の情報。
- ⑨レギュレーション S-K の項目201の規定に基づく株式の市場価額・所有者数・配当データ等。
- ⑩フォーム10-K の配布に関する情報。
- ⑪上記①～⑩の記載の様式・箇所は経営者の自由な判断に任せられ、また、できるだけわかりやすくするために、表・図による説明が望ましい。

米国企業の株主宛アニュアル・リポートは各企業によっていろいろとバラエティに富んだものとなっているが、その構成を検討すると一定の類型が認められる。その典型的構成はつぎのようになっている。

- ①ハイライト～前年度との比較形式による企業業績の概要の簡潔な表示。
- ②プレジデント・レター～社長挨拶であり、報告書全般の重要事項の指摘とそれに対する社長の見解を表明。
- ③業務情報～部門別・市場別・製品別の業績説明、研究開発、設備投資、新製品紹介等の叙述的説明。
- ④財務情報
 - 1. 財務概況～財務上の諸事項の叙述的説明。
 - 2. 連結財務諸表
 - ・連結財務諸表～2 事業年度分比較形式で表示

- ・重要な会計方針
- ・財務諸表への注記
- ・監査報告書

3. 補足的財務情報

- ・四半期別株価情報
- ・取替原価情報
- ・主要財務データ
- ・セグメント別情報
- ・5年間の営業成績の要約
- ・経営者の分析と討議～「営業成績の要約」に掲載された損益項目のうちの直近3事業年度の重要な変動項目を中心に説明。
- ・子会社情報～非連結子会社の要約財務諸表を含む。
- ・その他の財務情報

⑤組織情報～取締役会の構成メンバーの紹介や、各種委員会（監査委員会、業務執行委員会等）のメンバーやその活動の紹介。

⑥社会的責任事項～エネルギー問題、環境問題、地域社会等との対境的問題など。

⑦その他の事項～定時株主総会の日時・場所、Form 10-K の請求先等。

（2）株主宛アニュアル・リポートと SEC 宛年次報告書との統合化

株主宛アニュアル・リポートは GAAP に従って作成され、SEC 宛年次報告書はレギュレーション S-X に準拠して作成されるために、従来、企業は二重開示という過重負担を強いられていた。そこで、1982年に1934年証券取引所法の一部改正により「統一財務開示群（Uniform Financial Disclosure Package）」を採用し、また、様式 10-K の改正を行った。

この改正により様式 10-K は従来の2部構成から4部構成となり、その第1部・第2部の記載事項と株主宛アニュアル・リポートの記載事項の実質的一元化がはかられた。これにより、33年法の届出書と様式 10-K および株主宛ア

ニュアル・リポートの情報パッケージを同一にして、それら相互間での参照組込方式を探ることが可能となった。

これにより、SECは、情報の二重開示の排除や公開会社の開示コスト負担の軽減化のためにも一定の条件を満たす企業には参照組込方式を推奨することとなった。

6. 監査制度

米国では1933年証券法と1934年証券取引所法によって公認会計士による財務諸表監査が制度化された。これら証券二法により、SECに提出する財務諸表には独立監査人としての公認会計士による監査報告書の添付が義務づけられた。

この監査報告書は、AICPAの監査基準審議会（Auditing Standards Board: ASB）によって制定されている監査基準書（Statements on Auditing Standards: SAS）に準拠して作成され、適正意見の表明の場合は通常、標準式短文報告書（範囲区分と意見区分からなる）が添付される。

一方、公認会計士の「独立性確保と適正な業務」の監視のための機関として、上場企業内部に監査委員会（Audit Committee）を設置することが義務づけられている。監査委員会は社外取締役によって構成され、「監査人の選任とその監査手続の監視」、「監査結果のレビュー」、「会社の内部統制の問題点の指摘」等の役割を果たす。

II 財務諸表の体系・様式

1. 財務諸表の体系と特徴

米国では会計主体を経済的主体の連結法人として把握するために、連結財務諸表が基本財務諸表であり、個別財務諸表は原則として開示されない。

SECのレギュレーション S-X 3 項 1～4 によると連結財務諸表の体系は次のようになる。

(1) 連結貸借対照表 (Consolidated Balance Sheet)

(2) 連結損益計算書 (Consolidated Statements of Income and Retained Earnings)

(3) 連結キャッシュ・フロー計算書 (Consolidated Statements of Cash Flows)

(4) 連結資本勘定変動表 (Consolidated Statements of stockholders' Equity)

(5) 連結財務諸表に対する注記 (Notes to Consolidated Financial Statements)

上記の内、連結キャッシュ・フロー計算書は1988年から新たに採用されたもので、従来の「財政状態変動表」とは様式も内容も異なっている。

米国の財務諸表の特徴を挙げると次のようになる（参照文献：朝日監査法人「英文財務諸表の実務」中央経済社、平成8年9月5日、5頁、6頁）。

①貸借対照表・損益計算書に表示する勘定科目の数が少なく簡潔なものとなっている。損益計算書では、売上原価や販売費及び一般管理費の明細を表示する慣行はなく、貸借対照表をみても、棚卸資産、売上債権、固定資産等の基幹科目の表示しかない場合が多い。

②用語・様式に関しては SEC のレギュレーション S-X にて規定するが、その規制は緩やかなものであり、実務上の必要に応じて弾力的に運用されている。

③米国では財務諸表の本体が一般に簡略であり概観性に富んでいる代わりに、注記は相当に詳細に作成されている。注記は GAAP やレギュレーション S-X の要求に基づいて、できるだけ網羅的に記載するように努力が払われている。

④重要性の判断の弾力性～レギュレーション S-X では重要性（Material）について、通常の判断力のある投資家に当然提供すべき情報を「重要性ある情報」と定義づけ、また、勘定科目の表示に関して一定の数量基準を規定している。しかし、重要性の判断基準についての具体的規定はなく、企業と公認会計士の専門的判断に委ねられている。

⑤レギュレーション S-X 3項では、貸借対照表は2年、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書は3年分の比較表示を要求している。そして、財務諸表の全表示期間が監査の対象となっており（レギュレーション S-X

3 項、1 a、2 a)、過年度の財務諸表の内容的真実性まで問題とされる。以下、米国における財務諸表の様式とその内容について概述する。

2. 連結貸借対照表

連結貸借対照表の表示内容と様式に関しては、レギュレーション S-X 5 項 02 に一般商工業の企業について規定する。この規定に関連して、米国の連結貸借対照表の特徴をまとめると次のようになる。

- ①その名称は 90% 以上の企業が Balance Sheet という呼び方をし、一部に財政状態計算書 (Statement of Financial Position)、財政状況計算書 (Statement of Financial Condition) と呼ぶ企業もある。
- ②その様式は勘定式 (Account Form) と報告式 (Report Form) とがあり、報告式を採用する企業が増えている。また、財政状態式 (Financial Position Form) を採る企業もある（財政状態式は、流動資産から流動負債を差し引いて非流動資産を加え、さらに固定負債を加算することによって資本勘定を示すものである）。
- ③科目の配列は流動性配列法 (Current Arrangement Method) が一般的であり、流動・固定の判断には原則として「ワン・イヤー・ルール」(one year rule) が採られ、「営業循環過程」(Operating cycle) も採用されている。なお、当期純利益は表示しない。
- ④貸借対照表の表示自体はコンパクトに単純化され、科目の内訳明細や補足的説明事項は注記に記載するという実務的慣習ができあがっている。
レギュレーション S-X 5 項に基づいて連結貸借対照表のひな型を作成すると表 1 のようになる。

表1 連結貸借対照表のひな型（報告式）
 米国株式会社及び子会社
 連結貸借対照表

	12月31日現在：	1998年	1999年
資　　産			
流動資産			
現金及び現金項目	× × ×	× × ×	
市場性ある株式（低価法、時価 \$ × × ×）	× × ×	× × ×	
市場性ある債権（原価法、時価 \$ × × ×）	× × ×	× × ×	
所得税還付債権	× × ×	× × ×	
関連会社からの受取債権	× × ×	× × ×	
売掛金及び受取手形	× × ×	× × ×	
差引；貸倒引当金	(× × ×)	(× × ×)	
不渡手形	× × ×	× × ×	
販売型リース債権	× × ×	× × ×	
その他の受取債権	× × ×	× × ×	
棚卸資産	× × ×	× × ×	
前払費用	× × ×	× × ×	
その他の流動資産	× × ×	× × ×	
流動資産合計	× × ×	× × ×	
投資及びその他の資産			
関係会社有価証券	× × ×	× × ×	
関係会社貸付金	× × ×	× × ×	
その他投資有価証券	× × ×	× × ×	
その他の投資	× × ×	× × ×	
のれん及び特許権	× × ×	× × ×	
投資及びその他の資産合計	× × ×	× × ×	
有形固定資産			
土地	× × ×	× × ×	
建物	× × ×	× × ×	
機械装置	× × ×	× × ×	
器具備品	× × ×	× × ×	
差引；減価償却累計額	(× × ×)	(× × ×)	
有形固定資産合計	× × ×	× × ×	

12月31日現在： 1998年 1999年

資 産			
無形固定資産			
営業権	× × ×	× × ×	
特許権	× × ×	× × ×	
創立費	× × ×	× × ×	
無形固定資産合計	× × ×	× × ×	
資産合計	× × ×	× × ×	
負債及び株主持分			
流动負債			
買掛金及び支払手形	× × ×	× × ×	
前受収益	× × ×	× × ×	
未払費用	× × ×	× × ×	
その他の流动負債	× × ×	× × ×	
流动負債合計	× × ×	× × ×	
固定負債			
社債、担保付社債	× × ×	× × ×	
社債発行差金	× × ×	× × ×	
関係会社借入金	× × ×	× × ×	
その他の固定負債	× × ×	× × ×	
買受契約及び偶発債務	× × ×	× × ×	
繰延勘定貸方（繰延税金、繰延収益等）	× × ×	× × ×	
固定負債合計	× × ×	× × ×	
少数株主持分			
連結子会社の少数株主持分	× × ×	× × ×	
少数株主持分合計	× × ×	× × ×	
株主持分			
普通株式（1株当たり額面）			
授権株式数	× × × 株		
発行済株式数	× × × 株	× × ×	× × ×
資本剰余金		× × ×	× × ×
利益剰余金		× × ×	× × ×
株主持分合計	× × ×	× × ×	
負債及び株主持分合計	× × ×	× × ×	

3. 連結損益計算書

連結損益計算書の表示内容と様式に関しては、連結貸借対照表と同様にレギュレーション S-X 5 項 3 に規定されている。この規定に関連して、米国の連結損益計算書の特徴をまとめると次のようになる。

- ①その名称は “Statement of Income” や “Statement of Earnings” が多く用いられ、“Profit & Loss Statement” は全く用いられていない。
- ②様式は収益項目と費用項目とをまとめて表示する無段階方式と、営業損益等を示す多段階方式に大別され、両方ともによく採用されている。多段階方式では、状況によって①継続事業部門による損益、②廃止事業部門の損益、③異常損益、④会計処理の原則及び手続きの変更による累積的影響額の区分が行われる。固定資産売却損益等は継続事業による損益とされ、地震・火災等その発生が突発的なものによる損益は異常損益とされる。

上記は、包括主義の採用を表すものであるが、当期純利益の計算においては包括主義による処理が原則となっており、唯一、前期損益修正（Prior Period Adjustments）だけは当期の損益計算から除外される。前期損益修正項目は、当該項目が帰属する年度の損益計算書を修正して再表示するために、要修正の判明年度の損益計算書には計上しないのである。

- ③普通株 1 株当たりの純利益 (EPS) を損益計算書上に必ず表示しなければならない。この 1 株当たり利益は「基本 1 株当たり利益」と「希薄化後 1 株当たり利益」に分けて表示する (FAS 128)。

- ④会計処理基準を変更した場合は、その期首剰余金への影響額を表示しなければならない。

- ⑤連結ベースで、持分法適用後の損益計算書であるために、少数株主持分帰属損益及び持分法による関係会社純損益に対する持分額が表示される。

- ⑥レギュレーション S-X は特に売上高の何%以上の費用・収益は別科目で表示すべきであるといった規定は設けていないため、実務上その様式は要約され簡略化されたものが多いため（監査法人中央会計事務所「財務内容開示

全書」中央経済社 605頁)。

⑦法人所得税 (Income taxes) 等の計上に当たっては、確定決算主義ではなく税効果会計が適用される。ここに、税効果会計とは、財務会計上の利益計算と税法上の課税所得計算との間で計上時期等の不一致が生じた場合、税務申告書上算出された税金を調整して、当該年度にて企業が本来負担すべき税金を財務諸表上認識しようという会計をいう。「財務会計」と「税務会計」との一時的差異の期末残高は財務会計上で法人所得税の繰延税金(負債又は資産)として認識され期間配分される。

レギュレーション S-X 5 項に基づいて連結損益計算書のひな型を作成すると表2のようになる。

表2 連結損益計算書のひな型（報告式）

米国株式会社及び子会社

連結損益計算書

1月1日から12月31日まで： 1997年 1998年 1999年

	1997年	1998年	1999年
総収益			
純売上高	× × ×	× × ×	× × ×
その他（保守、賃貸及び金融等）	× × ×	× × ×	× × ×
	× × ×	× × ×	× × ×
原 價			
売上原価	× × ×	× × ×	× × ×
その他原価	× × ×	× × ×	× × ×
	× × ×	× × ×	× × ×
売上総利益	× × ×	× × ×	× × ×
営業費用			
販売費及び一般管理費	× × ×	× × ×	× × ×
研究費、開発費及び技術費	× × ×	× × ×	× × ×
	× × ×	× × ×	× × ×
営業利益	× × ×	× × ×	× × ×
営業外収益			
受取利息	× × ×	× × ×	× × ×
有価証券売却益	× × ×	× × ×	× × ×
	× × ×	× × ×	× × ×
営業外費用			
支払利息・割引料	× × ×	× × ×	× × ×
社債発行差金償却	× × ×	× × ×	× × ×
税引前利益	× × ×	× × ×	× × ×
法人所得税	× × ×	× × ×	× × ×
特別損益項目前利益	× × ×	× × ×	× × ×
特別損益項目	× × ×	× × ×	× × ×
当期純利益	× × ×	× × ×	× × ×
	× × ×	× × ×	× × ×
1 株当たり純利益			
臨時損益項目前利益	× × ×	× × ×	× × ×
臨時損益項目	× × ×	× × ×	× × ×
当期純利益	× × ×	× × ×	× × ×

4. 連結キャッシュフロー計算書

キャッシュ・フロー計算書は一定期間における現金及び現金等価物の変動を営業活動・財務活動及び投資活動に区分表示した計算書である。

その基本目的は、企業の一定期間中における現金の受払いに関する情報と投資活動・資金調達活動に関する情報の提供にある。

また、キャッシュ・フロー計算書は、投資家・債権者等の利害関係者が次のような評価をする際に有用である。

- ①企業の将来におけるキャッシュ・フローの創出能力
- ②企業の債務返済能力や配当支払能力、外部資金調達能力
- ③純利益の額と現金収支の額との差異の理由
- ④企業の財政状態に対する投資取引・財務取引の影響

キャッシュ・フロー計算書の基本様式としては直接表示法と間接表示法があるが、大部分の企業は作成が容易で経済的負担の少ない間接表示法を採用する傾向がある。しかし、間接表示法には営業活動に伴う資金を総額で表示できないという欠点があり、FASB 基準書第95号も直接表示法が望ましいものとしている。そこで直接表示法によるひな型を示すと表3のようになる。

表3 連結キャッシュ・フロー計算書

	1997年度	1998年度	1999年度
営業活動からのキャッシュ・フロー			
当期純利益(損失)	×××	×××	(×××)
当期純利益(損失)を営業活動による現金収入に調整			
有形固定資産の減価償却費	×××	×××	×××
無形固定資産の償却費	×××	×××	×××
社債発行差金及び社債発行費の償却額	×××	×××	×××
営業権一時償却	×××	×××	×××
棚卸資産評価損引当額	×××	×××	×××
年金費用(現金支払額控除後)	×××	×××	×××
固定資産処分損	×××	×××	×××
その他の営業用資産・負債の増減			
受取手形及び売掛金の増加	(×××)	(×××)	×××
棚卸資産の(増加)減少	(×××)	(×××)	×××
前払費用及び繰延資産の増加	(×××)	(×××)	(×××)
支払手形及び買掛金の増加(減少)	×××	(×××)	(×××)
その他の流動負債の増加	×××	×××	×××
その他	×××	(×××)	(×××)
営業活動による現金収入(純額)	×××	×××	×××
投資活動からのキャッシュ・フロー			
固定資産の購入	(×××)	(×××)	(×××)
固定資産の売却による収入	×××	×××	×××
投資有価証券の購入	(×××)	(×××)	(×××)
投資有価証券の売却収入	×××	×××	×××
貸付による支出	(×××)	(×××)	(×××)
貸付金の回収	×××	×××	×××
定期預金の(増加)減少	(×××)	(×××)	(×××)
投資活動のための現金支出(純額)	(×××)	(×××)	(×××)
財務活動からのキャッシュ・フロー			
短期借入金による収入	×××	×××	×××
短期借入金の返済	(×××)	(×××)	(×××)
長期借入金による収入	×××	×××	×××
配当金支払	(×××)	(×××)	(×××)
財務活動による現金収入(支出)(純額)	×××	(×××)	×××
現金及び現金等価物の為替レート変動による影響	(×××)	(×××)	(×××)
現金及び現金等価物の増加(減少)(純額)	(×××)	(×××)	×××
現金及び現金等価物の期首残高	×××	×××	×××
現金及び現金等価物の期末残高	×××	×××	×××

5. 連結資本勘定変動表

資本勘定変動表では、直近3事業年度分の資本金、資本剰余金、利益剰余金及び外貨換算調整勘定等の変動の内訳明細が示される。利益剰余金以外にはあまり変動のない場合は利益剰余金計算書（Statement of Retained Earnings）のみを作成したり、損益及び剰余金計算書を作成することもある。また、期中の記載内容が簡単な場合は貸借対照表の資本勘定中に含めたり、注記の中に含める場合もある。記載様式に関する規則は特になく、3事業年度を通じての株主持分の変動状況（株式の無償交付、現金配当、当期純損益等による変動）を示せばよいのである。最近一般化しつつある資本勘定変動表のひな型を示すと次のようになる。

表4 資本勘定変動表

自1月1日 至12月31日	1997年度	1998年度	1999年度
資本金（普通株式）			
期首残高	×××	×××	×××
普通株式の無償交付	×××	×××	×××
転換社債の転換	×××	×××	×××
期末残高	×××	×××	×××
資本剰余金			
期首残高	×××	×××	×××
転換社債の転換	×××	×××	×××
普通株式の無償交付	(×××)	(×××)	(×××)
期末残高	×××	×××	×××
利益剰余金			
期首残高	×××	×××	×××
当期純利益	×××	×××	×××
現金配当	(×××)	(×××)	(×××)
期末残高	×××	×××	×××

6. 財務諸表に対する一般的注記

米国における注記には、財務諸表本体の内訳明細を示す数値的情報の他に、その説明・解釈のための、いわゆる記述的情報が多く含まれており、財務諸表本体と一体となってそれらの情報を投資家等の利害関係者に提供する。注記事項としてどのようなものを開示すべきかについては、GAAP を構成する各意見書に規定があるが、ここではそれらのうちのレギュレーション S-X 3 項16 が必ず明示すべきことを要求している項目を列挙する（表5）。

表5 財務諸表に対する一般的注記

- (a) 連結または企業結合の方針
- (b) 外貨建項目の換算の原則
- (c) 担保に供されている資産とそれにかかる債務
- (d) グループ内の未実現損益の未消去分
- (e) 債務不履行の内容
- (f) 優先株式
- (g) 年金、退職金制度
- (h) 利益剰余金の内容
- (i) 偶発債務・契約責務
- (j) 登録会社の配当支払の制限
- (k) 社債、抵当権付負債等の重要な変動
- (l) 収益計上の基準
- (m) 減価償却、減耗償却の基準とそれらの変更
- (n) 取締役等幹部社員に対する株式の提供
- (o) 法人利益に対する税金
- (p) 未行使の新株引受権等
- (q) 料金の設定方法の規制を受けるリース資産及びリース契約の内容
- (r) 前払利息
- (s) 会計士との間の会計処理上の意見の不一致
- (t) 財務諸表に影響を及ぼすような重要な利害関係者との取引
- (u) 50% 以下を所有する会社の要約財務諸表
- (v) 棚卸資産の評価方法
- (w) セグメント別情報
- (x) 偶発事象
- (y) 四半期財務情報の開示

7. 財務諸表附属明細表

附属明細表（Schedule）は注記と同じように財務諸表本体の開示情報を補足して、より詳細な会計情報を利害関係者に提供するためのものである。

附属明細表は株主宛てのアニュアル・リポートには記載されないが、SECに提出する有価証券報告書（Form 10-K）において、企業の種類別に重要性の原則の適用のもとに記載される。レギュレーション S-X 5 項04は、SEC に提出すべき附属明細表として次の14種類を列挙するが、実際上は各企業の状況に合わせて作成されるにすぎない。

- 1 市場性のある有価証券の明細表
- 2 役員、従業員、株主等に対する売掛金明細表
- 3 関連会社に対する投資及び持分損益等明細表
- 4 利害関係者に対する貸付金及び借入金明細表
- 5 有形固定資産明細表
- 6 有形固定資産の減価償却累計額明細表
- 7 債務保証明細表
- 8 評価性勘定明細表
- 9 短期借入金明細表
- 10 損益計算書補足情報明細表
- 11 販売用不動産及び減価償却累計額明細表
- 12 不動産担保貸付金明細表
- 13 その他の投資明細表
- 14 損害保険事業に関する追加情報明細表

8. 連結財務諸表制度の内容

米国では、早くから複合企業体（conglomerate）が発達し、1933年証券法、1934年証券取引所法の成立時から連結財務諸表（conglomerate financial statements）の作成、提出が法制化されている。当然に、企業の作成する主たる財務

諸表は連結財務諸表であり、個別財務諸表を開示する場合は附属明細表の形をとっている。そして、財務比率の分析はすべて連結ベースで行われており、監査人の監査意見も、連結損益及び連結による財政状態の妥当性について行われている。

米国における連結会計基準としては、アメリカ公認会計士協会の会計手続委員会（Committee on Accounting Procedure; CAP）による「会計研究広報」第51号（Accounting Research Bulletin No. 51）と会計原則審議会（Accounting Principles Board; APB）による「意見書」第18号（Opinion No. 18）、そして財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board; FASB）による「財務会計基準書」第94号（Statements of Financial Accounting Standards No. 94）等がある。1959年8月公表のARB第51号では、連結財務諸表の基礎的諸概念を集約し、また、1987年10月公表のFAS 94号では、「すべての過半数所有子会社の連結」が有益であるとした。以下に、連結財務諸表の作成基準について検討する。

（1）連結の一般原則

FASBの財務会計諸概念基準書（SFAC）第二号「会計情報の質的特性」（1980年5月）が連結の一般原則に該当する。SFAC第二号は、会計情報が投資家等の意思決定にあたっての有益性を発揮するために次のような諸特性を要求している（季相和「連結会計の国際比較」経済科学、名古屋大学経済学部、第41巻1号、1993年6月、53頁）。

- イ. 意思決定の目的に対する会計情報の適合性（Relevance）（そのためには、提供される情報が適時性、フィードバック機能、予測性といった要件を満たさなければならない。）
- ロ. 企業側より提供される会計情報に対する信頼性（Reliability）（これは、会計情報の測定手法自体に対する信頼性と、測定基準の適用過程に対する信頼性などである。）
- ハ. 測定基準適用の期間的一貫性（Consistency）。

- ニ. 連結企業相互間の会計情報の比較可能性 (Comparability)。
- ホ. 投資家等の意思決定に対する影響力の重要性 (Materiality)。
- ヘ. 会計情報の作成にかかるコストと、そのベネフィットとのかねあいによる最大限の効率性 (Efficiency)。

(2) 連結の範囲

他社の発行済議決権株を、直接・間接に50%を越えて所有する場合は連結対象となる。すなわち、すべての過半数所有子会社を連結しなければならない。但し、次の場合は連結されない (FAS 94号13項、ARB 51号2項)。

- イ. 支配が一時的である場合

- ロ. 子会社が法律上の更生会社や破産会社等であり、その支配が過半数所有者側に帰属していない場合（外国為替上の制約・統制など政府が課した不確実性が非常に厳しいために親会社による子会社支配能力に疑義もたれる場合を含む）

- ハ. 従属会社の決算日との差異が94日以上の場合

以上に対して SEC のレギュレーション S-X (I-02) は、子会社とは、「直接的又は間接的に支配されている会社」をいい、ここに支配とは「議決権株式の過半数の所有に限らず、契約等の手段によって他会社の個々の資産を実質上管理できる権限を所有している場合をいう」と規定して支配力基準を採っている。

FASB も1991年9月公表の討議資料で、支配力基準の導入に関する検討をし、また、1995年10月公表「連結財務諸表一方針と手続」の公開草案 (Exposure Draft ; ED) でも「支配力基準」を導入した。

その根拠としては、①完全、適正かつ信頼性ある連結財務諸表の作成、②親子会社財務諸表の相互比較可能性、③子会社の実質的支配による、相当程度の利益享受の可能性、④国際的な支配力基準採用の流れ、等を挙げている。

ED 第9項によると、親会社は原則として直接的及び間接的に支配するすべての子会社を連結範囲に含めなければならず、また、当該連結子会社はその支配の続く限り連結対象からはずすことができないとする。ここに、「支配」と

は「親会社の子会社の資産に対する管理権限」をいうが、具体的には、最高経営責任者の選任・解任権、報酬決定権、最高経営方針の決定権などがこれに該当する（ED 第10項）（間島進吾「米国連結会計の現状と日本の方向性」企業会計、第48巻第3号、1996年、27頁参照）。

なお、企業の利害関係者には利用可能性の高い情報を提供しなければならず、あまりにも詳細すぎる数値を提供して、利害関係者に課題な負担を強いては逆効果となる。したがって、連結対象企業の構成が異業種であってもそれらを一つの財務諸表にまとめて連結数値の形で表示した方がわかりやすい。これは、現行 ARB の考え方であり、ED も同様の前提に立っている。ただし、ARB 第51号は、親会社とは異なる特定の活動をしている子会社（銀行、保険会社など）を連結対象から除いて、別の財務諸表で表示した方が利害関係者にとって有益な場合もある、としている。

（3）連結における会計処理

a. 負債連結と資本連結

財務諸表の連結に際しては、連結会社間の債権・債務の残高の相殺消去（負債連結）、投資勘定と子会社資本勘定との相殺消去（資本連結）を行わなければならない（ARB 第51号 6 項、10項）。

資本連結にあたっては株式取得日を基準に相殺消去するが、子会社株式の取得が2回以上にまたがる場合は、株式取得日ごとに相殺する方法（段階法）が原則である。ただし、少額の購入が一期以上にまたがり重要性に乏しい場合は、便宜上一括法（支配獲得日に一括して相殺する方法）も可能である（ARB 第51号、10項）。

資本連結によって生じる投資消去差額（連結調整勘定）は、公正価値の割合に応じて、有形資産・特定の無形資産等の勘定に配分し、原因不明のものは営業権（資産）として40年を超えない期間内に償却する（ARB 第51号 7 項、APB 意見書第17号29項）。

なお、子会社の資産・負債の評価に関しては、親会社の持分割合相当分

の資産・負債のみを適正時価で評価し、少数株主の持分相当分は子会社の帳簿価額で処理する（APB 意見書第16号）。これに対して ED では、従来の方法だと利害関係者に誤解を与える可能性があるために子会社の資産・負債のすべてを子会社持分取得時の適正時価で評価すべきであるとする（ED 第112項）。

b. 収益連結

財務諸表の連結に際しては、連結会社間の商品売買等の損益取引と未現実損益は消去する（ARB 第51号 6 項）。

未実現損益は全額を消去し、その消去額はすべて親会社持分で負担するのが原則であるが、その消去額を親会社持分と少数株主持分とで持分割合に応じて按分負担する方法も認めている。また、連結処理にあたって消去された未実現利益に対して売上会社が税金を支払済みの場合は、その税金を繰延処理する。

c. 少数株主持分

少数株主持分（Minority Interest）が存在する場合、連結会社間の未実現損益のうちの少数株主に属する分を持分比率によって少数株主持分に配分する事ができる。

少数株主持分に賦課すべき損失が、少数株主持分の額を超過し、少数株主持分が負になる範囲においては、その超過額およびその後における損失額は親会社に負担させる。これは、少数株主にはそのような損失を償う義務はないからである（ARB 第51号14、15項）。

d. 持分法（Equity Method）の適用

米国では、従来は原則としてすべての非連結子会社に対して持分法の適用が強制されたが、1987年10月公表の SFAS 第94号で原則としてすべての子会社を連結することとなったために、非連結子会社は持分法から除外

され原価法が適用されることとなった。これにより、持分法適用会社は、直接・間接に20%以上50%以下の議決権ある株式を所有し、かつ当該会社の営業方針及び財務方針に重要な影響力を与える能力を有する被投資会社、すなわち関連会社だけとなった。ただし、20%未満所有の場合でも重要な影響力を持つことを実証した場合は持分法が適用される。なお、被投資会社が一時的所有、更正会社、破産会社であるなどによって支配能力に重大な疑義がある場合や、外国為替規制の適用される外国会社の場合等については原価法が適用される。

持分法は、損益計算上連結をした場合と同じ効果があり、米国では適正な財務報告のための必須条件となっている。持分法の会計処理手続の詳細はAPP 意見書第18号に規定するが、その具体的な内容を以下に要約する。

1. 持分法損益はできるだけ最新の財務諸表を使用して計算すること。
2. 持分法適用の対象株式は普通株式に限り、かつ、普通株式に対する投資、持分損益は一科目にまとめて表示すること。
3. 未実現損益は連結手続の場合と同じ方法で消去すること。
4. 被投資会社の株式取得時の投資原価とそれに対応する被投資会社の正味財産持分額との差額は、連結の場合の投資消去差額と同様に処理すること。また、原因不明の差額はのれん（Goodwill）とみなして40年以下の期間内に償却すること。
5. 被投資会社における「過年度損益項目」、「異常損益項目」に金額的重要性の認められる場合は、それぞれに対する持分損益を区分表示すること。
6. 被投資会社の資本取引の結果、投資会社の持分額に変動が生じた場合は、連結の場合と同じように処理すること。
7. 投資会社が投資対象たる株式を売却した場合は、売却価額と実際持分額との差額を売却損益とすること。
8. 投資会社の決算期と被投資会社の決算期とが相違する場合は、直近の決算期の財務資料を用いて処理すること。

9. 投資株式の市場価格が下落し、それが長期的なものと判断される場合は他の長期性資産と同じように評価減をすること。
10. 被投資会社の損失のうち投資会社の負担分が投資原価を超過する場合は、投資会社は投資勘定を零とし、持分法の適用を中止すること。その後、被投資会社の純損失が回復したならば、その時点から持分法の適用を再開しなければならない。
11. 被投資会社が累積的優先配当株式を発行している場合は、この優先配当を差し引いた後の利益で投資会社の損益持分を計算すること。
12. 被投資会社の株式持分の比率が20%未満となった場合は、持分法適用を停止するが、投資会社による所有株数に対応する損益はそのまま引き継ぐこと。しかし、以降の年度中に持分法を適用していた時の持分利益を超える配当金を受け取った場合は、その超過分を投資の帳簿価額から差し引くこと。
13. 持分割合増加により、追加して持分法の適用対象となるものに関しては、連結の場合の段階法と同じように処理すること。
14. 持分法により算定される投資会社の利益や剰余金の金額は、連結財務諸表上のものと一致しなければならない。

APB 意見書第18号は、関連会社投資について持分が適用された場合には、次の事項を財務諸表の注記あるいは別個の明細表によって開示する必要があるとしている。

1. 各々の被投資会社の会社名と普通株式の持分比率。
2. 普通株式投資についての投資会社の会計処理方針。
3. 投資の帳簿価額とこれに対応する被投資会社純資産の持分との差額およびその差額の会計処理方法の開示。
4. 被投資会社株式に市場相場がある場合は市場価額による投資評価額を開示する。
5. 関連会社投資がその総額で投資会社の財政状態及び経営成績と照らして

重要な場合は、被投資会社の要約財務情報あるいは個別財務諸表等を開示する。

6. 被投資会社による転換可能証券の転換権やワラントの行使等が投資会社の持分損益に重要な影響を与える可能性がある場合の、その内容等の開示。

e. 連結に関する開示規定

米国における連結財務諸表の本体は、誰が見てもわかりやすいように簡潔な表示となっているが、注記事項は相当に詳細な内容となっている。そして、連結財務諸表は注記事項と一体となって機能し、この注記事項に関しては、次のような諸基準がある。

1. ARB 第51号～連結方針、決算日の差異期間中の重要事象の効果等。
2. APB 意見書第16号・18号～企業結合における「持分プーリング法」適用の場合と「パークス法」適用の場合の開示事項、普通株式に対する投資に関する持分法適用についての開示事項。
3. SFAS 第52号・第94号～在外事業体の財務諸表の外貨換算（為替差損益、換算調整勘定、為替レート変動の影響等）、非連結子会社の財政状態および経営成績に関する要約情報の開示。
4. Regulation S-X (4 - 08) ～連結の方針、非連結子会社及び50%以下所有会社の要約財務情報等の開示。

ただし、開示すべき情報は本体としての連結財務諸表か注記のどちらかに記載すればよく、その記載自体も画一的、強制的なものではなく、企業の自主的判断に任せられている。

III. 国際会計基準 (International Accounting Standards; IAS)への対応

米国会計基準と IAS との間の差異は狭まる傾向にあり、その一致度合は92%程度といわれる。特に、FASB は IAS 理事会のオブザーバーとして、高い品質の IAS を作成するために深く関与している。

米国の資本市場へは、低コストでの資本調達のために世界各国の企業が参入しており、米国の IAS への対応は各国の一大関心事となっている。すなわち、現在は、米国市場での資本調達のためには米国会計基準への調整が必要であるが、米国が ISA を支持し外国企業に IAS ベースの財務諸表による SEC 登録を認めれば、財務諸表作成コストを削減でき、投資活動の効率化につながるからである。

しかし、米国は「IAS による財務情報開示は米国基準よりも低レベルであり、また厳格な米国基準を強制適用している米国企業との兼ね合いからも外国企業に対してのみ IAS を認めるわけにはいかない」との立場をとっている。ただし、今後現在の IAS 自体が高品質でかつ包括的な内容となり、また実務適用上の解釈指針の公表態勢が整備された場合は、資本市場のグローバル化の進展といった点からも、IAS ベースの財務諸表を認めざるを得なくなると思われる。

以下に、米国会計基準と ISA との主な相違点を一覧表示する。

項目	米国会計基準	国際会計基準
財務諸表開示の基本となる基礎的会計諸概念	評価基準として取得原価を認める。	評価基準として取得原価、現在原価（価値）、実現可能価額を認める。
監査および公開会社の登録・報告に関する規定	監査人が持つべき個人的資質、監査の実施方法、監査報告書の様式・内容について規定する。また、公開会社のSECへの登録・財務報告等についても規定する。	各国の国内規定による。
ジョイント・ベンチャー	ジョイント・ベンチャー共同支配企業（ベンチャラー）に関する会計処理についての規定はない。	ベンチャラーはジョイント・ベンチャーの資産・負債・収益・費用のうち自己の持分相当額を計上する。
外貨建取引	貨幣項目の決済から生じる換算差額は換算差損益として、すべて当該年度の損益として処理する。	貨幣項目の決済から生じる換算差額は、通常は当該年度の損益として処理する。但しヘッジ手段のない大幅な通貨切下げや、貨幣価値の下落により生じた換算差額は、関連する資産の帳簿価額に反映させることもできる。
インフレーション会計	物価変動の影響に関して現在原価による補足的情報の開示を奨励。	物価変動に関して、現在原価、一般購買力等による補足的情報の開示またはそれの基本財務諸表への開示を奨励。
会計上の見積りの変更	会計上の見積りの変更の影響は、その変更を行った年度から次期以降に向けて開示する。連結対象企業の変更など報告主体の変更は、表示されている過年度の全期間について修正して表示する。	会計上の見積りの変更の影響は、そのまま変更年度及び将来的年度における経常損益項目として開示しなければならない。過年度の異常損益項目に関する見積りの修正は、それ自体を異常損益項目として表示しなければならない。

項目	米国会計基準	国際会計基準
過年度修正	過年度修正項目が生じた場合、利益剰余金の期首残高に加算または減算する形で表示する。	過年度修正項目が生じた場合、過年度からの繰越利益の期首残高を修正し、可能な限り過年度の情報を修正表示する。あるいは、当期純利益の算定の一部として損益計算書に表示し、できれば、その修正の影響をも開示する。
セグメント情報	株式公開会社はセグメント情報を開示しなければならない。	株式公開会社、その他経済的に重要性のある非公開会社及びこれらの重要な子会社はセグメント情報を開示しなければならない。
有形固定資産	①有形固定資産の公正価値を反映するための評価増は認めない。 ②減価償却の方法としては定額法、定率法、級数法、生産高比例法を認める。 ③原則として土地・建物の時価評価を禁じている。	①有形固定資産の公正価値を反映するための評価増を行った場合の正味帳簿価額增加分は再評価剰余金として株主持分に加算し配当には充当できない。 ②減価償却は対象資産の耐用年数については毎期規則的な方法で行う。 ③土地・建物の時価が帳簿価額と著しく異なる場合は、時価を開示することが望ましい。
無形固定資産	無形固定資産は取得時点における原価で評価し、以降、原則として見積耐用年数にわたって定額法により償却する。	無形固定資産の評価方法については特に規定していないが、償却は毎期同一の方法で、資産の回収可能期間にわたって行なう。
投資	流動資産であり、市場性のある有価証券の評価基準としては低価法を採用し、長期投資目的の有価証券に関しては原価法と低価法のいずれをも認める。	流動資産であり市場性のある有価証券の評価基準としては、低価法あるいは時価法を採用し、長期投資目的の有価証券に関しては、原価法、低価法、時価法のいずれをも認める。

項目	米国会計基準	国際会計基準
棚卸資産の評価方法	棚卸資産は取得原価と時価のいざれか低い価額で表示しなければならない。 低価法の適用は「洗替法」「切り放し法」のいざれも可能である。	棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいざれか低い価額で評価しなければならない。 低価法の適用は「洗替法」による。
長期請負契約	長期工事契約の収益認識は、工事進行基準が望ましいが、工事完成基準も認める。	長期工事契約の収益認識は工事進行基準を用いる。
研究開発費	研究費及び開発費とともに資産計上が認められず、その発生した期の費用として処理しなければならない。	研究費は資産計上が認められず、その発生した期の費用として処理しなければならないが、開発費については、一定の条件を満たした場合にのみ資産計上が認められ、その条件を満たさない場合は費用として処理しなければならない。
臨時または異常損益項目	通常の企業活動以外から生じ、かつ、まれにしか発生しないような取引は臨時損益項目として、損益計算書上、独立の勘定科目を設ける。	通常の企業活動以外から生じ、かつ、まれにしか発生しないような取引は異常損益項目として、純利益または純損失に含め、その内容・金額を独立して表示する。
法人税等	法人税等計上額は債権・債務法（財産法）によって決定する。	法人税等計上額は、繰延法（損益法）または債権・債務法（財産法）のいざれかを適用して決定する。

(参考文献) 中央監査法人「会計基準国際比較ハンドブック」中央経済社、平成7年

結 び

本稿では、米国の財務報告制度の特徴について、SEC 会計、FASB 会計に焦点をあてつつ検討してきた。米国の財務報告制度は世界の会計制度の最先端にあり、国際的にも通用する最有力なものといえるだろうし、今後も利用者のニーズに適応した財務報告制度に向けて積極的な取り組みが行なわれていくものと思われる。

米国の財務報告制度の中核を担っているのは FASB であるが、FASB は、そのメンバーの IASC 諮問グループへの参加を通して国際会計基準の設定にも多大の影響を与え、米国の会計基準の国際基準化を押し進めようとしている。しかし、FASB は、米国内では実務界等多方面から厳しい批判を受け、その活動に対しては拠出金削減等のかたちで公然と圧力が加えられている。

すなわち、①FASB 会計基準の数の多さやその内容の詳細かつ複雑性のために、それに準拠するためのコストが高く見返りが少ない。②FASB の会計規制は厳格すぎるために、国内外の資本が他国との資本市場へと流れてしまう。③会計基準作成の過程で多方面からの政治的圧力を受け妥当の産物としての性格が強く、基準相互間の首尾一貫性がない、等々の批判が浴びせられている。今後、FASB がその活動を維持していくためには、SEC の強力な支援を受けつつ、経済的・社会的環境の変化に即応し、新しい会計問題に最も先駆的なかたちで取り組むことが必要と思われる。

参 考 文 献

- Thomas W. Rimerman, "The Changing Significance of Financial Statements", Journal of Accountancy, April 1990.
- Remarks of Richard Y. Roberts Commissioner US Securities and Exchange Commission "Recent Developments Concerning Environmental Disclosure" Dallas Bar Association, May 28. 1992.
- Special Committee on Financial Reporting Improving Business Reporting —A Customer Focus; Meeting the Information Needs of Investors and Creditors, New York: N. Y. AICPA, 1994.

- Carmichael. D. R. and M. martin. *Accountant's Handbook*, John Wiley & Sons, 1991.
- Harry I. Wolk & Jere R. Francis & Michael G. Tearney, *Accountant Theory; A Conceptual and Institutional Approach*, kent Publishing Boston, 1984.
- Davies.M., R. Paterson, and A. Wilson, *UK GAAP*, third edition, Ernst & Young, 1992.
- Orsini L. L. J. P Mcallister, and R. N. Parikh, *World Accounting, Vol. 3*. Matthew Bender, 1990.
- Spicer & Oppenheim Guide to Financial Statements Around the World, John Wiley & Sons, 1989.

平松一夫「アメリカにおけるディスクロージャー制度」『企業会計』(1998) 第50巻1号。

安藤英義『会計フレームワークと会計基準』中央経済社 平成8年。

浜松道正「アメリカの会計ディスクロージャー規制」『企業会計』(1991) 第43巻9号。

石山 傳「米国におけるディスクロージャー制度の変遷」『桜美林エコノミックス』桜美林大学 第30号 1993年12月。

協和銀行調査部『海外企業会計の実務』 日本経済新聞社 昭和57年。

日本社会関連会計学会『企業情報ディスクロージャー事典』中央経済社 平成3年。

山田昭広『アメリカの会計基準』中央経済社 昭和63年。

本研究は、平成9年度文部省科学研究費「国際学術研究」の補助金を受けた研究成果の一部である。